

# 池田町エコ住宅リフォーム事業のご案内

20万円以上の補助対象工事を実施した場合に  
工事費用の**20%**(上限10万円)を補助します

池田町では、環境や脱炭素に配慮した住宅性能向上を図る省エネ住宅リフォーム工事を、町内施工業者によって実施する場合に、その経費の一部を補助します。

下記期間中に受付を行いますので、注意事項を確認のうえ申請してください。

## ●補助の要件 申請時未着工であること

|         |                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇補助対象者  | 池田町に居住し住民登録をしている方で、町税等を滞納していない者                                                                               |
| ◇補助対象住宅 | 対象者が町内に所有し居住、または居住を予定しているもの<br>(賃貸住宅、店舗兼用住宅の店舗部分、会社名義の住宅、常時居住していない住宅、建築年から3年を経過しない住宅のほか、物置、土蔵、車庫など居住外部分を除きます) |
| ◇補助対象工事 | ①住宅性能向上工事(裏面の別表1)を含む住宅リフォーム工事であること<br>②町内に事業所を有する法人、及び町内に住所を有する個人業者が施工するもの                                    |
| ◇補助金額   | ・対象経費が20万円以上の工事に対して、20%以内(千円未満の端数は切捨て)<br>・限度額10万円                                                            |

## ●補助申請受付期限

**令和7年12月12日(金)まで**

受付時間:役場開庁日の午前9時～午後5時

受付場所:池田町役場振興課 商工観光係窓口

◎受付は先着順です。申請により交付額の合計が予算の上限に達した時点で終了とします。

## ●手続き方法…以下の書類を作成、添付のうえ、ご提出ください。

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
- (2) 補助対象工事性能向上対象費用確認書(様式第1号添付様式)
- (3) 申請者の住民票(写し可)
- (4) 申請者の町税等納税証明書
- (5) 補助対象住宅の固定資産税課税明細書の写し
- (6) 住宅リフォーム工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し
- (7) 補助対象住宅の平面図及び立面図(工事計画が記載されたもの)
- (8) 住宅リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (9) 店舗併用住宅においては、居住部と店舗及び併用倉庫を区分表示した全体平面図及び全部事項証明書
- (10) その他町長が特に必要と認める書類

※(1)及び(2)は、役場振興課窓口、または池田町ホームページから入手できます。

※一部個人で用意しなくても良い様式がありますので、詳しくは申請書をご覧ください。



申請書ダウンロード用  
QRコード